

ラリー競技開催規定

付則：第2種アベレージラリー開催規定

2006年3月28日制定
2006年6月1日施行
2007年8月1日改正
2008年1月1日施行
2008年7月31日改正
2008年11月27日改正
2009年1月1日施行

ラリー競技開催規定第2条に従い、第2種アベレージラリーに適用する規定を以下の通り定める。

第1条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

1. 競技内容：下記の事項を明記したうえ、競技方法の詳細を記すこと。
 - 1) 指示速度走行区間の有無（第4条3.に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。）
 - 2) スペシャルステージ（タイムトライアル区間）の有無
 - 3) スペシャルステージおよび第4条3.に該当する区間を設定する場合は当該区間の路面の種別（舗装路面、非舗装路面等）も記すこと。
2. 競技距離：総走行距離およびスペシャルステージの総距離
3. 参加車両に搭載しなければならない備品
非常用停止表示板（三角）2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品および該当する車両規定に定められている仕様の消火器
4. 乗員および車両の変更に関する下記の事項
 - 1) 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

- 2) 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
5. 参加車両に対する整備作業に関する下記の事項

- 1) 整備作業の監督を担当する競技役員名
- 2) 整備作業を行うことができる場所
- 3) サービスカーの管理方法
- 4) 整備作業の範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換
 - (3) 点火プラグの交換
 - (4) Vベルトの交換
 - (5) 各部点検増締め
 - (6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

第2条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
 - 1) 国際競技：FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両
 - 2) 国内競技：
 - (1) JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN車両、RJ車両またはRF車両
 - (2) FIA公認車両またはJAF登録車両で、2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）
2. FIAまたはJAFの認定する選手権競技を除き、オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、各車両規定で認められている改造範囲をさらに制限することができる。
3. オーガナイザーは特別規則書に規定することにより、競技会で使用できるタイヤの本数および仕様を規制することができる。
4. 外国登録自動車を一時輸入してラリー競技に使用する場合は、道路交通に関する条約（1949年、ジュネーヴ）等で規定されている要件を満たしていること。

第3条 参加確認および車両検査

ラリー競技開催規定

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。
 - 1) すべての乗員の自動車運転免許証
 - 2) すべての乗員の競技運転者許可証
 - 3) 競技参加者許可証
 - 4) 自動車検査証
 - 5) 自動車損害賠償責任保険証
 - 6) ラリー競技に有効な自動車保険証券
2. オーガナイザーは、車両申告書、車両検査チェックリスト等を適宜作成し、第2条に記載された車両規定への適合性を検査すること。また、ヘルメット等の安全装備品の装着が義務付けられる競技会においては、乗員がそれらの装備品を所持していることを確認すること。
3. オーガナイザーは、タイヤの本数および仕様を規制するため、あるいは競技車両またはその構成部品の同一性を確認するため、これらにマーキングや封印等を施すことができる。マーキングや封印の実施については、特別規則書に明記しなければならない。参加者はこれらのマーキングや封印等を当初通り保持する責任を負う。
4. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損したものに対しては、競技を続行させてはならない。

第4条 競技の設定

1. オーガナイザーは、組織許可申請時に別掲の様式に従った区間距離表を提出しなければならない。
2. 指示速度はその道路の速度制限に従い、かつ全競技区間において瞬間的にもその道路の最高速度を超えないように設定すること。
山間部および曲折の多い道路では、競技者の安全に留意し、ミスコースを誘発するようなコース設定ならびに競技運営を行わないこと。
また、要所には中間連絡車または監視役員を配置すること。
3. 競技車両の遅着を想定した指示速度を与える区間については、開催場所の管理者等から使用承諾を得て一般交通から遮断するとともに、第6条スペシャルステージの開催運営基準に準じた措置を講じること。
また、チェックポイント地点の安全を確保するため、当該区間では競技車両を1分以上の間隔で1台ずつ再スタートさせること。

4. 競技中の走行距離最長150kmごとに連続して60分以上のレストタイムを設けなければならない。また、500kmを超える競技においては、累計500km以内の地点で連続して10時間以上のレストタイムを設けなければならない。
5. 休憩地点は道路以外で十分な駐車スペースを有する場所に設けること。
6. チェックポイントの位置とその区間の決定は安全を考慮した適切なものとすること。
7. 競技車のスタート方法は原則として、1分間あたり1台とする。コース上において同時に多くの競技車が一団となって走行することのないようにいくつかの隊列を整えるための再スタート方式を採用する。
8. 競技の開催前に必ず試走を行うこと。
9. コースの距離測定に際して基準距離と著しく異なる測定車両を使用すること。
10. 特別規則書に記載された競技方法は、いかなる場合も競技会審査委員会の承認なしに変更してはならない。

第5条 競技の運営

- オーガナイザーは、競技運営に際し下記の事項を満足しなければならない。
1. 当日の競技会本部および事務局の所在地と電話番号、ならびに競技会全体のタイムスケジュールを参加者に周知徹底させること。
 2. 公式通知を発行する場合は、発行日時、通し番号、発行者および宛先を明記し、競技会本部または指定の場所に掲示すること（その場所は予め確実に参加者または乗員（クルー）に伝達すること）。状況によっては参加者または乗員に直接伝達してもよいが、この場合は参加者または乗員から確認の署名を得ること。
 3. 必要な決定を遅滞なく行うため、競技会審査委員と競技長は、適切な通信手段等を用いて常に連絡が取れる状態でなければならず、また競技会審査委員のうち少なくとも1名は競技会本部付近に待機していなければならない。
 4. 競技長は競技開始前に競技会審査委員の出席を得てブリーフィングを開催すること。すべての参加者および乗員はブリーフィングに出席しなければならない。
 5. 競技中は先行車および追上車を配備して全行程を走行させ、競技車

ラリー競技開催規定

- 両の安全を確保すること。
6. 競技会における連絡体制は十分なものとし、とくに事故処理、救急に関するものについては万全の措置を講じること。
 7. 路上に設置した物品はすみやかに撤去すること。
 8. 各々のチェックポイントまたはタイムトライアルのスタート／フィニッシュには2名以上の人員を配置すること。なお、そのうちの1名については公認審判員資格B3級以上の所持者でなければならない。
(クローズド競技を除く)
 9. 計時を担当する競技役員は、事前に計測器具などの点検を行い、正確かつ公正な計測および判定を行わなければならない。
 10. 1台または数台の競技車両が、不可抗力によりチェックポイントに予定期刻より遅れて到着した場合、競技長は不可抗力の発生した区間およびその影響を受けた競技車両の取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得てそれらの車両が不利益を被らないよう適切な措置を講じることができる。

第6条 スペシャルステージの開催運営基準

1. スペシャルステージの各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。やむを得ず異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は、参加者がそれぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。
2. スペシャルステージの開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。
 - 1) スペシャルステージのコースは競技関係者以外には確實に遮断されていること。
 - 2) スペシャルステージのコースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
 - 3) 緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。
 - 4) スペシャルステージにはスタートからフィニッシュの間に連絡用無線を設置したラジオポイントを設けること。このラジオポイント

は少なくとも 5 kmごとに設置しなければならないが、スペシャルステージの規模やコース状況、立地条件等により、それ以下の距離にも設置すること。

- 5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置しておくこと。また、黄旗を準備しておくこと。
- 6) スタート地点またはフィニッシュ地点には緊急時に応じ以下のものを配置すること。
 - 緊急用車両
 - 医師または救急救命措置の行える者(全日本選手権では医師が望ましい)
 - 消火器（4 kg × 2 本相当以上）
 - 大会本部との連絡機器
 コースが15kmを越える場合には中間地点にも同様の緊急用車両を待機させること。
- 7) 緊急用車両は、車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷した乗員を搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。
- 8) スペシャルステージの開催場所の近辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。
- 9) スペシャルステージの開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード行事競技コース（3級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じること。
- 10) 上記1)～9)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

第7条 参加者および乗員の遵守事項

オーガナイザーは参加者および乗員に対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向

ラリー競技開催規定

- を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
 5. 登録した乗員以外は乗車してはならず、1名のドライバーによって150km以上連続して運転しないこと。
 6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
 7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
 8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
 9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウインドウを閉じて走行すること。
 10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外で整備作業を行うことはできない。
 11. 整備作業を行うことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員とする。
 12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
 13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
 14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
 15. オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。

第8条 罰則

1. 参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、失格となる。
 - 1) 対人あるいは対物事故を起こしたとき。

- 2) 道路交通法に違反したとき。
 - 3) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
 - 4) 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
 - 5) チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
 - 6) 車両規則違反が発見されたとき。
 - 7) 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
 - 8) 競技中に乗員または車両を変更したとき。
 - 9) 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
 - 10) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
 - 11) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。
2. 参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により罰則が適用されることがある。
- 1) タイヤの本数および仕様が制限される競技会において、これらの規制に対する違反行為を行ったとき。
 - 2) 乗員および競技参加者がブリーフィングに遅刻または欠席したとき。

第9条 本規定の施行

本規定は、2009年1月1日から施行する。

以上

ラリー競技開催規定

第2種アベレージラリーの区間距離表様式

CP / PC	コマ図	地名	道標	積算距離	区間距離 (区分1)	区間距離 (区分2)	指示速度 (km/h)	所用時間 (分:秒)	通過時刻 (時:分:秒)	備考
スタート	1	Aホテル	40		15.15	27.46	60分	60:00	20:31:00	時間走行
	2	B町C交差点	40	15.15	9.49					
	3		ナシ	24.64	2.82					
OMCP	4	D村	ナシ	27.46	13.51	43.59	44.0	21:59	20:52:59	
	5		ナシ	40.97	1.38					
	6		ナシ	42.35	0.42					
	7		ナシ	42.77	0.62					
	8		ナシ	43.39	0.20					
	ICP	Eサーキット	ナシ	43.59	0.20					
	SS1S	9	ナシ	43.79	4.50					
	SS1F	10		40	48.29					
PC1	11	D村	ナシ	49.74	1.45	9.45	30.0	02:00	20:54:59	時間走行
	PC2	12		50	55.24					
	2CP		F駐車場	ナシ	57.74					

1. CP／PC欄：チェックポイント、速度変更地点（バスコントロールポイント）、タイムトライアルのスタート／フィニッシュ、補正地点等の位置を記入
2. コマ図欄：ルートマップ上のコマ図番号を記入
3. 積算距離欄：スタートからゴールまでの積算距離を記入
4. 道標欄：道路標識等による速度制限がある場合にはその数値を記入
5. 区間距離欄：①区分1：各区間の距離を記入
②区分2：チェックポイント間等の距離を記入
6. 指示速度欄：各チェックポイントおよび速度変更地点間の指示速度または指定時間を記入（タイムトライアルの場合にはs sと記入）
7. 所要時間欄：各チェックポイント間の所要時間を記入
8. 通過時刻欄：1号車の通過予定時刻を記入
9. 備考欄：特記事項を記入